

2-31 災害時における遺体の収容等に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と株式会社 花恒（以下「乙」という。）とは、災害の発生に伴う遺体の収容等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て、多数の死者が発生した場合に、遺体の収容、安置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる業務に関し、協力するものとする。

- （1） 施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
- （2） 遺体の搬送及び搬送車両の提供
- （3） その他協議により協力できる業務

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、収容施設等提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設等提供要請書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の業務に協力した時は、次に掲げる事項について文書を持って甲に報告するものとする。

- （1） 施設内へ収容、安置した遺体の数、及びこれらに必要な棺、葬祭用品の数量
- （2） 遺体の収容等に従事した者の名簿
- （3） 遺体の収容、安置した施設の使用室数及び使用日数
- （4） その他甲の要請により、乙が協力した業務に係る必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月15日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 高田康男

乙 東松山市箭弓町1丁目2番4号
株式会社 花恒
代表取締役 伊藤和夫

年 月 日

株式会社 花恒
代表取締役

様

川島町長

収容施設等提供要請書

災害時における遺体の収容等に関する協定第5条により協力を要請します。

要請事項 チェック欄	協力要請事項
	施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
	遺体の搬送及び搬送車両の提供
	その他協議により協力できる業務

2-32 災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等にかかる協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の保管等にかかる協力を乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の保管等について、乙の支援が必要となったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲の要請は、電話等により口頭で行い、後日、書面により処理するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に協力を要請する物資の保管等の内容は、次のとおりとする。

（1） 救援物資及び調達物資等の受入れ及び仕分け場所の提供

（2） 物資の仕分けを円滑に実施するための人的応援

（3） 物資の仕分けを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材の提供

（4） 必要とするときは、物資輸送の協力

（費用負担）

第4条 協力要請に基づき、乙が実施した物資の保管等に要した費用は、無料とする。

2 作業員の派遣及び荷役資機材の提供に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第5条 事故の発生等により物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県東松山市加美町1番地20号
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 利根川 洋治

2-33 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。
- 4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

- 2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 山寄秀美

災害時支援協力要請書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

2-34 災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部（以下「乙」という。）とは、川島町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した町民等に対して行うLPガスの優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（LPガスの優先供給に関する協力要請）

第1条 災害時において、甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へ優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- （1）協力要請内容及び必要量
- （2）協力を希望する期間
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（LPガスの優先供給に関する協力）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガスの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（費用）

第3条 乙が供給したLPガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格とする。

（引渡し）

第4条 LPガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部長とする。

（要請窓口）

第7条 甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合、その要請先は乙の地区役員とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末までとする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名の上各自その1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川 島 町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市箭弓町1丁目3番地18

一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部

支部長 矢 島 順 一

2-35 災害時における家屋被害認定に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年内閣府（災害担当））に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行した罹災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。